

春日部市一般廃棄物最終処分場
長期包括運營業務委託

要求水準書

春日部市

春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運營業務委託

要求水準書

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 一般概要	1
第3節 業務の名称	1
第4節 業務の場所	1
第5節 業務の内容	1
第6節 対象施設	1
第7節 委託期間	2
第8節 業務日及び休業日	7
第9節 基本方針	7
第10節 関係法令の遵守	7
第11節 機密の保持	7
第12節 情報管理	8
第13節 官庁等の指導・申請等	8
第14節 発注者及び官庁等への報告、協力	8
第15節 地元雇用及び地元貢献	8
第16節 周辺施設整備等への協力	8
第17節 発注者の検査	9
第18節 マニュアル及び計画書の作成	9
第19節 従事者駐車場等の確保	9
第20節 災害発生時の発注者への協力	9
第21節 運転教育	9
第22節 保険	9
第23節 損害賠償等	9
第24節 提出書類	10
第25節 受注者の費用負担	10
第26節 用役に係る費用負担	10
第27節 長期包括運營業務条件	11
第28節 事業期間終了時の取扱い	12
第29節 疑義	12

第2章 維持管理体制	13
第1節 組織体制	13
第2節 労働・労働安全衛生・作業環境管理	13
第3節 防火管理	14
第4節 事故及び異常事態の発生時の体制	14
第5節 防犯体制・施設警備	14
第6節 見学者対応	15
第7節 住民対応	15
第8節 帳票類の管理	15
第9節 業務報告	16
第10節 建物及び付帯設備の使用管理	16
第11節 業務の引継ぎ	16
第3章 本施設の業務詳細	18
第1節 浸出水処理施設運転管理業務	18
第2節 東中野ふれあい公園管理業務	27
第3節 その他管理業務	35

第1章 総則

第1節 目的

「春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運營業務委託要求水準書」(以下「本要求水準書」という。)は、春日部市(以下「発注者」という。)が実施する、春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運營業務委託(以下「本業務」という。)について、本業務を実施する民間事業者(以下「受注者」という。)が、適正かつ効率的な業務を執行するため必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 一般概要

本業務は、発注者が管理する本業務の対象施設(以下「本施設」という。)に関し、事業期間にわたって基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。

第3節 業務の名称

春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運營業務委託

第4節 業務の場所

埼玉県春日部市東中野地内

- 春日部市一般廃棄物最終処分場
- 東中野ふれあい公園(多目的広場を含む)
- 春日部市旧資源選別センター庄和
- 春日部市旧クリーンセンター庄和

第5節 業務の内容

本業務は、浸出水処理施設運転管理業務、東中野ふれあい公園管理業務、その他関連業務からなる。受注者が実施する業務は、表2に示すとおりであり、発注者が実施する業務は表3のとおりである。

第6節 対象施設

本施設は表1に示すとおりである。また、本業務の対象となる施設及びエリアは図2に示すとおりである。

第7節 委託期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間

表1：本業務の対象施設

項 目	第一期浸出水処理施設	第二期浸出水処理施設
所 在 地	春日部市東中野 1005-1	春日部市東中野 889-3
処 理 能 力	第二期水処理施設に統合	処理水量 100 m ³ /日
敷 地 面 積	885 m ²	1,403 m ²
浸出水処理方法	第二期水処理施設に統合	pH調整→接触ばっ気→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着

項 目	第一期最終処分場（埋立終了）	第二期最終処分場（埋立終了）
所 在 地	春日部市東中野地内	春日部市東中野地内
敷 地 面 積	30,488 m ²	22,763 m ² 〔 A工区 7,597 m ² B工区 15,166 m ² 〕
埋 立 容 量	74,000 m ³	82,800 m ³ 〔 A工区 26,035 m ³ B工区 56,765 m ³ 〕
埋 立 期 間	昭和57年度～平成8年度	平成9年度～平成23年度
処 分 物	焼却残渣	焼却残渣
跡地利用状況	東中野ふれあい公園	A工区：多目的広場 B工区：上部貸付 (太陽光発電設備)

項 目	春日部市旧資源選別センター庄和	春日部市旧クリーンセンター庄和
所 在 地	春日部市東中野 835-1	春日部市東中野 848-1
当初稼働年月	平成8年3月（廃止済）	平成元年3月（廃止済）
敷 地 面 積	2,859 m ²	4,253 m ²
建 築 面 積	566 m ²	935 m ²
延床面積	910 m ²	1,228 m ²
建 築 仕 様	鉄骨造 2階建	鉄骨・鉄筋コンクリート造
施 設 規 模	3.3 t / 5 h	25 t / 5 h

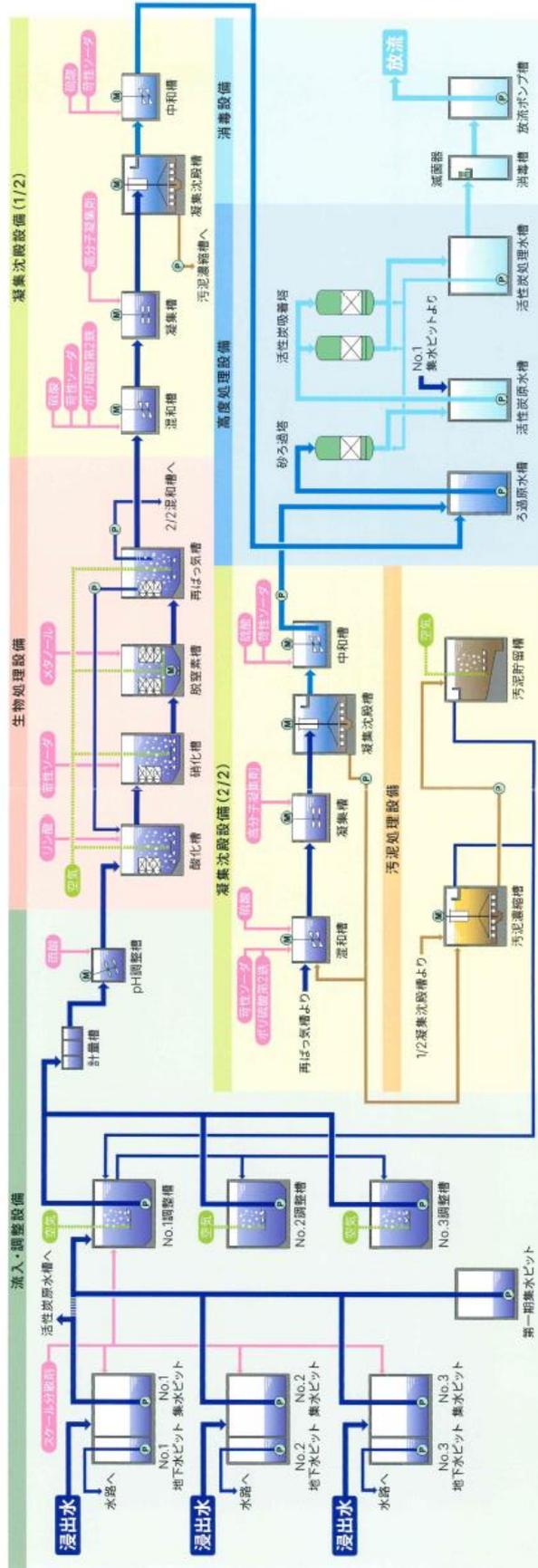


図 1：春日部市最終処分場浸出水処理工程

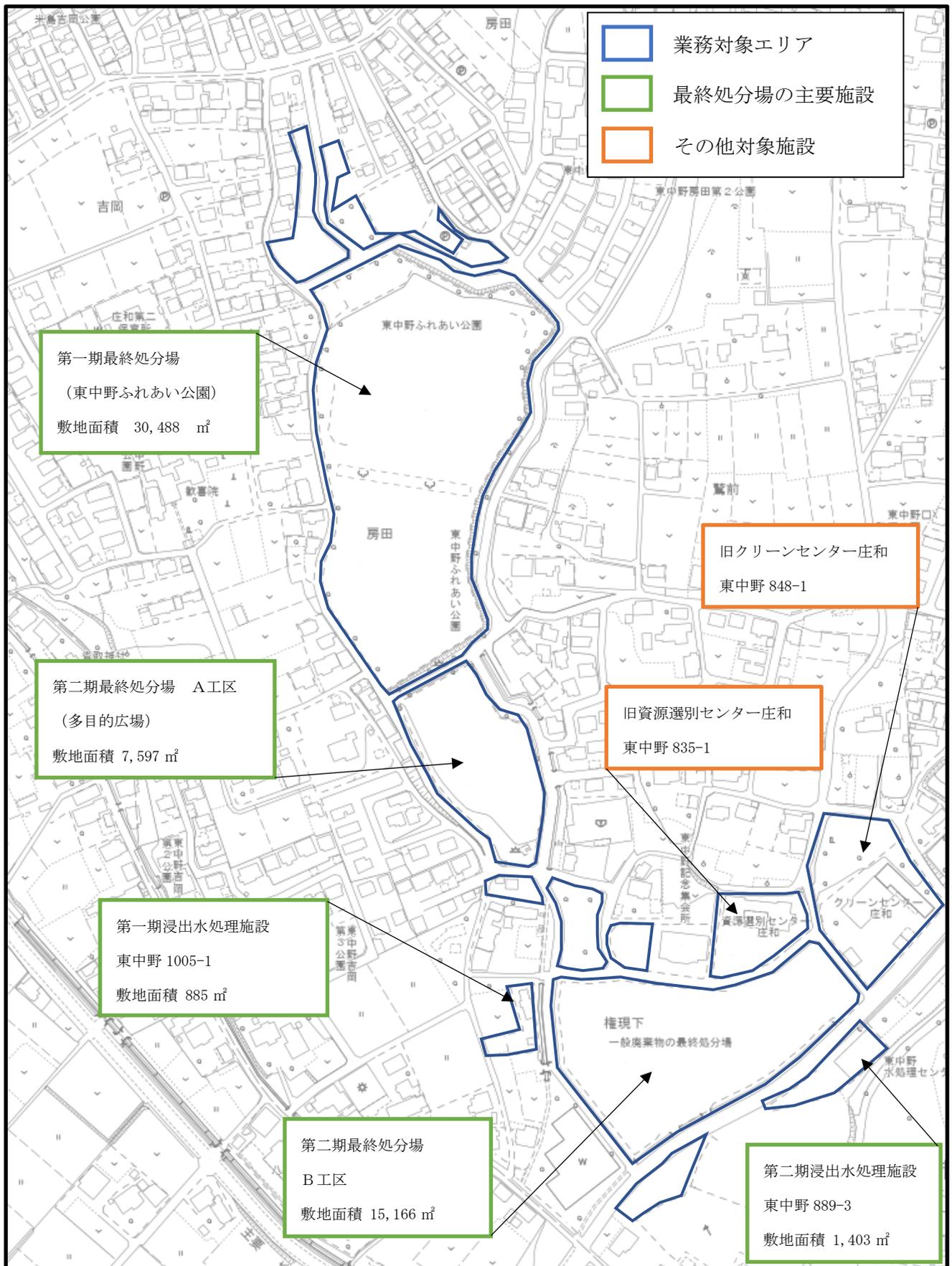


図 2：業務対象エリア

表 2：受注者が実施する主要な業務

項目	内容
(1) 浸出水処理施設 運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○各種機器の運転操作及び監視業務 ○各種機器の点検及び給脂業務 ○水質管理業務 ○水質分析業務（COD、SS、その他簡易な測定） ○薬品の残量確認、購入、受入補充業務 ○電気設備保守点検業務（各盤面・盤内の清掃）※高圧受電盤は除く ○軽易な修理・維持管理業務 ○浸出水処理施設の外観点検業務及び清掃業務 ○浄化槽、自家用電気工作物、消防設備の保守点検等業務 ○消防設備修繕（経年劣化した消火器や各種センサー類等の交換修繕） ○砂ろ過交換（第二期 1年毎に1回） ○活性炭交換（第二期 1年毎に1塔） ○槽内清掃（第二期 1年毎に30t搬出） ○ポンプ交換等修繕（2.2kW程度のポンプを3基/年） ○浸出水処理施設の機械警備 ○事務用備品・消耗品・用役（電気・上下水道代金を除く）・燃料・油脂類・その他副資材の調達管理 ○受注者が使用する通信機の設置と通信料の支払い ○委託業務実施計画書の作成 ○運転記録表・設備保守点検表の報告 ○修繕作業記録の報告 ○日報・月報・年報の報告 ○発注者への事故報告、地震発生時、台風等異常気象時の報告 ○緊急対応マニュアルの作成 ○維持管理計画書の作成（点検・検査） ○維持管理マニュアル等の作成 ○機器・建築設備・建屋・外構設備の保守管理、点検 ○安全衛生管理・作業環境管理 ○空気呼吸器の法定点検 ○水質等検査測定（放流水、最終処分場周辺地下水等、計13か所） ○ダイオキシン類等濃度測定 ○放射性物質濃度測定 ○施設・設備の予防保全、定期修繕、緊急修繕に関する発注者への提案
(2) 東中野ふれあい 公園管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立地の外観点検業務 ○東中野ふれあい公園内設備予約受付事務（週1回2時間 [1名]） ○遊具保守点検業務

	<ul style="list-style-type: none"> ○東中野ふれあい公園の清掃 ○東中野ふれあい公園の除草 ○東中野ふれあい公園の樹木管理 ○旧資源選別センター庄和及び旧クリーンセンター庄和の点検、巡回、報告 ○施設・設備の予防保全、定期修繕、緊急修繕に関する発注者への提案
(3)その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○旧資源選別センター庄和、旧クリーンセンター庄和の消防設備保守点検等業務 ○旧資源選別センター庄和の浄化槽保守点検等業務 ○旧資源選別センター庄和の定期清掃業務 ○本施設の防犯・警備 ○第三者が施設に損害を与えた場合の対応 ○自主防災組織の整備 ○防災訓練の実施と報告 ○旧資源選別センター庄和、旧クリーンセンター庄和の機械警備 ○施設・設備の予防保全、定期修繕、緊急修繕に関する発注者への提案

表 3：発注者が実施する主要な業務

項目	内容
(1) 浸出水処理施設運 転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・上下水道の支払い ○各種検査報告の確認 ○施設の整備計画の作成 ○施設の機器・建築設備・建屋・外構設備の補修、更新業務
(2) 東中野ふれあい 公園管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・上下水道の支払い ○公園の整備計画の作成 ○公園の補修、更新業務（遊具を含む） ○樹木診断、樹木の伐採等（緊急を要する場合）
(3)その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○本施設の運営状況のモニタリング ○各種関係団体への報告 ○見学者への対応（市民、小学生、他行政、議員視察） ○住民や地元自治会への対応（東中野埋立地連絡協議会） ○建物総合損害共済の加入 ○埼玉県等の立入検査対応 ○次期施設の整備計画 ○公共物使用許可手続き ○公文書の管理 ○一般廃棄物処理基本計画・実施計画の作成 ○春日部ソーラーウェイの管理 ○旧資源選別センター庄和の機器・建築設備・建屋・外構設備の補修、更新業務

第8節 業務日及び休業日

業務日は、原則として週3日とし、1週間の最初の平日と最後の平日は必ず業務日とし従事者は2名体制とする。それ以外の業務日は1名体制とする。

業務時間は原則として午前8時30分から午後5時までとし、1日8時間以内とする。従事者はこの時間内において、必要な休憩、休息の時間を設けるものとする。

前各項にかかわらず、浸出水処理施設の状況に応じ、休業日若しくは業務時間外に必要な業務を行うこと。また、機器の保全計画に必要に応じ、発注者への届出の上、作業を実施すること。

第9節 基本方針

本業務の実施に当たっては、受注者は本業務の主旨を十分理解し、以下の基本方針を遵守すること。

- 1) 本施設の基本性能を発揮させ、適切に浸出水の処理を行うこと。
- 2) 本施設の安全性を確保すること。
- 3) 環境への負荷軽減に配慮すること。
- 4) 本施設を安定的に稼働させること。
- 5) 経済性を考慮しつつ、効率的かつ総合的に一体的な運営管理を行うこと。
- 6) 必要に応じて実施する補修・改造事業等に協力すること。
- 7) 本要求水準書に記載なき事項で業務の遂行上必要なことについては、責任をもって対処すること。
- 8) 設備及び既存物件等の損傷・汚染防止に努め、万一受注者の瑕疵によって生じた損害については、受注者の費用負担によって復旧すること。

第10節 関係法令の遵守

受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を厳守し、維持管理業務に関わる大気・臭気・騒音・振動・水質等について、施設設計数値及び発注者の指導により二次公害を発生させないよう適切な業務を行うこと。

また、法改正等によって、変更が生ずる場合も含め、対応が必要と判断されることにおいても同様に遵守すること。

第11節 機密の保持

受注者及び従事者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

また、この規定は、契約の終了後、又は契約解除後も継続するものとする。

第 1 2 節 情報管理

(1) 貸与図書管理

- 1) 受注者が本業務を履行する上で必要とする設計図書、完成図書、図面類等については、発注者がこれを貸与する。
- 2) 受注者は貸与された図書類等について台帳を作成するなど、適切に管理すること。

(2) 本業務に関する記録の管理・保管

本業務に関する運転管理の記録などは適切に管理・保管し、情報管理（漏洩防止）の徹底を図ること。

第 1 3 節 官庁等の指導・申請等

受注者は事業期間中、官庁等の指導等に従い、発注者が行う運営・維持管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、発注者の指示により必要な書類、資料等を提出すること。

本施設の運営・維持管理に関して、発注者及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については発注者の指示に基づき対応すること。

第 1 4 節 発注者及び官庁等への報告、協力

本施設の運営・維持管理に関して、発注者及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応し、発注者が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については発注者の指示に基づき対応すること。また、発注者が実施する検査、環境施策並びに発注者の管理する他施設との調整を図り、本業務を実施すること。

第 1 5 節 地元雇用及び地元貢献

受注者は、本施設の運営にあたり、地元での雇用促進に配慮すること。

また、下請人等として地元企業の中から選定、並びに資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努めること。

第 1 6 節 周辺施設整備等への協力

業務対象エリア内及び周辺で発注者及び関係団体が行う事業等に対し、発注者の要請に基づき協力すること。

第 17 節 発注者の検査

発注者が施設の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、受注者は、その監査、検査に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

第 18 節 マニュアル及び計画書の作成

本業務遂行上必要となる各種マニュアル及び計画書等については、発注者との協議により定められた日までに発注者へ提出すること。

第 19 節 従事者駐車場等の確保

受注者は、従事者の交通手段として、車両が見込まれる場合には、周辺道路への路上駐車防止のため専用駐車場等を確保すること。

なお、発注者が所有する敷地内に駐車を希望する場合は、発注者と協議すること。

第 20 節 災害発生時の発注者への協力

震災・豪雨その他不測の事態に対して、その処理を発注者が実施しようとする場合、受注者はその処理・処分に協力すること。

第 21 節 運転教育

受注者は、本施設の運転に関して、運転員に対する必要な運転教育を実施すること。

また、受注者は、必要に応じて本施設を建設した事業者より技術支援を受けること。

第 22 節 保険

発注者は本業務期間中、災害等による本施設の損害を担保する目的で、「建物総合損害共済」に加入する。

第 23 節 損害賠償等

受注者は、本業務において、故意又は過失により火災・盗難・破損等事故を発生させ、発注者に損害を及ぼしたときは、その一切の費用を負担すること。

ただし、発注者が加入している「建物総合損害共済」により救済措置が講じられる場合及び本業務に起因しない損害の場合は、発注者の費用負担とする。

また、第三者が施設に損害を与えた場合の対応は、原則として受注者が実施すること。

第24節 提出書類

本業務遂行上必要となる各種マニュアル及び計画書及び下記の書類については、発注者との協議により定められた日までに発注者へ提出すること。

また、変更が生じたときも同様とする。

様式については、発注者との協議の上、決定する。

- 1) 現場責任者等通知書
- 2) 委託業務従事者名簿
- 3) 有資格者の各種証明書の写し
- 4) 統括責任者、統括責任者代理人の経歴書
- 5) 緊急時連絡体制表
- 6) 緊急時における報告書（地震、大雨、新型インフルエンザ等感染症対策）
- 7) 自衛消防隊組織表
- 8) 委託業務開始届
- 9) 委託業務実施計画書
- 10) 施設使用届
- 11) 鍵借用書

第25節 受注者の費用負担

次の費用は受注者が負担する。

- 1) 従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- 2) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、作業用手袋等各種安全衛生用具及び生活用具等の物件費
- 3) 新型コロナウイルス等の感染症や熱中症予防に関する対策費用
- 4) 受注者が使用する外線電話の設備及び維持費、通信費
- 5) 業務に必要な消耗品、什器（机、椅子、ロッカー等）、事務用備品、衛生品、電球類等
但し、発注者の所有する什器等で本施設に設置されているものは無償で使用できる。
- 6) 本施設において使用する燃料費（油脂類も含む）
- 7) 機器・建築設備・建屋・外構設備の保守管理、点検、及び業務委託に必要な費用
- 8) 発注者が本要求水準書で指定した修繕及び業務委託に必要な費用

第26節 用役に係る費用負担

本業務を実施する上で、用役に係る費用負担を以下に示す。

(1) 電気

本施設において使用する電力については、発注者が契約し、その費用は発注者の負担とする。

(2) 上下水道

本施設において使用する上下水については、発注者が契約し、その費用は発注者の負担とする。

(3) 燃料

本施設（発注者からの貸与品等がある場合は、その使用燃料も含む）において使用する燃料については、受注者が調達し、その費用を負担すること。

(4) 通信料(電話・無線等)

本施設において受注者が使用する電話等については、整備費用を含め、その費用を受注者が負担すること。

なお、発注者が使用する電話等は本施設には不要である。

(5) その他

本業務（業務開始前の引継期間を含む）の遂行にあたり、必要と認められるものについては、原則として受注者が調達・修繕等を行い、その費用を負担すること。

第27節 長期包括運營業務条件

(1) 長期包括運營業務

長期包括運營業務は、以下に基づいて行うこと。

- 1) 本業務契約書
- 2) 本要求水準書
- 3) その他、本業務の実施において必要とするもの

(2) 本要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、本施設を運営・維持管理するために定めるものであり、本要求水準書に記載されていない事項であっても、必要と思われるものについては、原則として受注者の責任及び負担において補足・完備すること。

2) 参考図書の取り扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受注者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任及び負担において補足・完備すること。

第28節 事業期間終了時の取扱い

(1) 事業期間終了時に行う事項

受注者は、発注者が行う事業期間終了後の施設運営方法の検討において、下記事項等について資料等の提出、新たな運営受注者の本施設の視察などに協力すること。

なお、図面・資料の開示にあたっては、双方協議の上対応するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 新たな運営受注者による本施設及び運転状況の視察
- 3) 運営管理業務全般に係る指導（運営（施設の運転等）に支障のない範囲での指導とする）
- 4) 運営期間中における以下項目に関する費用明細等を提出
 - ア 人件費
 - イ 運転経費
 - ウ その他（維持管理費及び調達費）

第29節 疑義

本要求水準書の内容に疑義が生じたとき、又は本要求水準書に定めのない事項が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえ、決定する。

第2章 維持管理体制

第1節 組織体制

(1) 運転事業所長の選任

- 1) 受注者は、従事者の中から最高責任者として運転事業所長を選任して発注者に届け出るものとし、その変更を行うときも同様とする。
- 2) 運転事業所長は、廃棄物処理施設技術管理者（春日部市環境センター条例第4条で定める者をいう。以下同じ。）の資格を有する者を配置すること。
- 3) 受注者は、運転事業所長に事故がある場合に備えて、その代理者を定めておかなければならない。
- 4) 運転事業所長の職務は次の各号のとおりとする。
 - ア 設備機能と業務内容の熟知並びに日常的な従事者への指揮監督及び場内巡回
 - イ 従事者の技術向上及び研修励行並びに事故防止努力
 - ウ 発注者との意思疎通及び連絡調整

(2) 従事者

受注者は本業務に必要な従事者を適切に配置すること。

(3) 従事者の変更

発注者は、従事者で業務の履行上著しく不適格であると認められる者があった場合には、その理由を明示し、変更を求めることができる。

その場合受注者は、速やかに業務に支障がないよう従事者の補充を行うこと。

(4) 従事者の服装、態度等

受注者は、従事者に作業の安全に支障のない統一した服装をさせるとともに、本施設のイメージアップにつながるような、清潔な服装の保持に努めること。また、名札をつけ、態度、品位の保持にも務めること。

第2節 労働・労働安全衛生・作業環境管理

受注者は、本業務にかかる労働・労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- 1) 受注者は、従事者の労働・労働安全衛生・作業環境管理に係る一切の責任を負うこと。
- 2) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- 3) 受注者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

- 4) 受注者は、従事者に対して、本施設が公共施設であることを教育し、社会通念上及び安全全面を考慮した適切な服装及び安全装備を着用させること。
- 5) 受注者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、発注者に施設の改善について協議すること。
- 6) 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。
- 7) 受注者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 8) 受注者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- 9) 受注者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- 10) 受注者は、施設内の車両等の通行等に支障が生じないように、敷地内の清掃や除雪等を適切に行うこと。

第3節 防火管理

受注者は、本業務にかかる防火管理として、以下により計画すること。

- 1) 受注者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。
- 2) 受注者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、発注者と協議の上、施設の改善について協議すること。
- 3) 受注者は、防火管理に必要な訓練を定期的に行うこと。

第4節 事故及び異常事態の発生時の体制

- 1) 受注者は、事故及び災害等の異常事態に備えて従事者の緊急時連絡体制を確立し、発注者に届け出ること。
なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。
- 2) 受注者は、事故及び異常事態が発生したときは、直ちに発注者に報告するとともに、緊急措置を講じなければならない。
- 3) 受注者は、措置が完了したときは、遅滞なく事故報告書により、その顛末を発注者に報告すること。

第5節 防犯体制・施設警備

- 1) 受注者は、本施設の場内警備を実施すること。なお、機械警備の設置及び契約、支払いについては、受注者が実施すること。
- 2) 機械警備の範囲は、第二期浸出水処理施設、旧資源選別センター庄和、旧クリーンセンター庄和とする。

- 3) 受注者は、整備した防犯体制について発注者に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに発注者に報告すること。
- 4) 受注者は、鍵の管理を徹底すること。鍵の紛失、錠前を破損した場合は、発注者に速やかに報告し鍵を交換すること。なお、鍵を交換した場合は、マスターキーを発注者に提出すること。

第6節 見学者対応

学校等の施設見学者への受付及び見学の対応については発注者が実施するものとし、受注者は、これに協力すること。

第7節 住民対応

- 1) 受注者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得られるよう努めること。
- 2) 住民等による意見等があった場合、適切な対応を行い、円満な解決に努めること。また、問題を処理した場合、発注者に報告すること。
- 3) 東中野埋立地等連絡協議会に関する全ての業務は発注者が実施するが、必要に応じて受注者に対し、東中野埋立地等連絡協議会への出席を要請する場合がある。この場合、受注者は要請内容に応じた者を選任し出席させるものとする。

第8節 帳票類の管理

受注者は、各施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、帳票リスト及び様式については、発注者との協議の上、決定する。

表4：帳票類の種類（参考）

No	名称	No	名称
1	職員配置表	9	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	10	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	11	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	12	給油台帳
5	受電設備日誌	13	環境測定・分析結果報告書
6	浸出水処理施設維持管理状況報告書	14	備品・予備品台帳
7	事故報告書	15	関係法令届出書類
8	故障・不具合処置報告書	16	その他必要な書類

第9節 業務報告

(1) 運転記録報告

- 1) 受注者は、業務日報、業務月報、業務年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、速やかに発注者に提出すること。
- 2) 受注者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について発注者と協議の上決定すること。
- 3) 運転記録関連データは、法令等で定める年数又は発注者との協議による年数で保管すること。

(2) 点検・検査報告

- 1) 受注者は、本施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。
- 2) 受注者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について発注者と協議の上決定すること。
- 3) 点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は発注者との協議による年数で保管すること。

(3) 施設維持管理結果報告

- 1) 受注者は、当該年度に実施する予定の保守点検業務、配管等のスケール除去や活性炭交換に係る維持管理業務、槽内清掃等の維持管理実施計画書を作成し、発注者へ提出すること。
- 2) 受注者は、維持管理結果を記載した報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。
- 3) 受注者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について発注者と協議の上決定すること。
- 4) 報告書は、法令等で定める年数又は発注者との協議による年数で保管すること。

第10節 建物及び付帯設備の使用管理

受注者は、発注者が業務上必要であると認めた事務室等は、契約期間中無償で使用できる。但し、使用する施設等は常に整理整頓し、清潔に維持するとともに、善良なる管理者の注意をもって使用管理すること。

第11節 業務の引継ぎ

(1) 受注(運転開始)前

本施設の運転に関して必要な業務の引継ぎについて、受注者は運営開始前までに、令和7年度に本施設を運転管理している既存事業者より受けなければならない。

なお、業務の引継ぎに係る費用は、既存事業者が行う運転指導にかかる費用を除き、受注者の負担とする。

(2) 受注(運転開始)後

受注者は、業務を受託しなくなった場合、受注者に代わって本業務を行うことになる者（以下「引継ぎ者」という。）に、引継ぎをしなければならない。

また、受注者は、引継ぎにおいて、運転取扱説明書に基づき、引継ぎ者に運転教育をしなければならない。

引継ぎ者への運転教育の費用は、受注者の負担とする。

第3章 本施設の業務詳細

第1節 浸出水処理施設運転管理業務

受注者は、浸出水処理施設の各設備を適切に運転し、関係法令等を遵守して経済的運転に努めること。

(1) 各種機器の運転操作及び監視業務

継続的な水処理実施のため、各種機器を運転管理すること。

また、これにより監視、運転制御、省エネルギー運転、各種指示値の確認と記録を行うこと。

(2) 各種機器の点検及び給脂業務

第一期及び第二期浸出水処理施設の各種ポンプ等の機器に異常がないか適宜確認すること。

また、第一期及び第二期浸出水処理施設の監視盤・制御盤、第二期集水ピットの各操作盤において、ポンプ、攪拌機等の電流値を確認し、過負荷となっていないか確認すること。

さらに、第一期及び第二期浸出水処理施設の各バルブの気密性について週1回確認すること。

第二期浸出水処理施設の放流槽の各弁の気密性については毎日確認すること。

また、攪拌機等への給脂は、月1回を目途に実施することとし、潤滑油は受注者負担とする。

(3) 水質管理業務

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)別表第一に定める排水基準を遵守するとともに、近年の放流水質と同等以上となるように管理すること。

表5：近年の放流水質等（参考）

		BOD	COD	SS
令和6年度		平均 1.0mg/L	平均 7.7mg/L	平均 <0.5mg/L
令和5年度	第一期	平均 2.2mg/L	平均 7.2mg/L	平均 0.8mg/L
	第二期	平均 1.5mg/L	平均 7.5mg/L	平均 0.8mg/L
令和4年度	第一期	平均 1.3mg/L	平均 7.9mg/L	平均 1.0mg/L
	第二期	平均 1.1mg/L	平均 11.1mg/L	平均 0.6mg/L

(4) 水質分析業務(COD、SS、その他簡易な測定)

放流水が基準値等を下回るように水質を管理するため、処理工程の水質を定期的に分析すること。測定の項目等の目安は表6のとおり。

なお、分析は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成10年環境庁、厚生省告示第1号)に準拠した方法で行うこと。

表 6：測定項目等の目安

項目	頻度	測定方法
pH	毎日	日本産業規格 K0102 12.1 に準じる方法
COD	週 2 回程度	日本産業規格 K0102 17 に準じる方法
SS		昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 9 に準じる方法

(5) 薬品の残量確認、購入、受入補充業務

浸出水処理及び水質分析で必要となる薬品残量を適宜確認し、水処理が停止することが無いように購入し、受入補充すること。なお、浸出水処理における各種薬品及び使用実績は表 7 のとおり。

表 7：最終処分場施設運転管理に係る各種薬品使用量一覧（参考）

薬品等名称	年間使用量 (kg)	
	令和 5 年度	令和 6 年度
ポリ硫酸第二鉄 [11%溶液]	3,962	7,034
硫酸 [45%溶液]	5,482	8,949
苛性ソーダ [24%溶液]	2,514	5,174
高分子凝集剤 [エバグロース A-210(粉末)] ※製品指定	17	26
スケール分散剤 [エバスペース 2660] ※製品指定	420	900
滅菌剤 [日曹ハイクロン(錠剤)-20] ※製品指定	8	10
スケール洗浄剤 [ガードクリーン MP] ※製品指定	5	0

(6) 電気設備保守点検業務(各盤面・盤内の清掃)※高圧受電盤は除く

第一期及び第二期浸出水処理施設の監視盤・制御盤、第二期集水ピットの各操作盤において設備機器に異常がないか適宜確認・点検すること。

また、塵芥などによる設備故障が発生しないよう盤面・盤内の清掃を行うこと。

(7) 軽易な修理・維持管理業務

水中ポンプの交換・清掃、配管等の清掃、各種弁やベルト類、指示計等の軽易な修理（清掃・交換含む）、浸出水処理施設内及び最終処分場内の動力制御盤周辺の除草、その他一般工具類で対応が可能な軽易な修理・維持管理（各種機械類への潤滑給油及び給脂含む）は受注者が実施するものとし、必要な機器、資機材等は受注者の負担とする。

また、各槽、配管、バルブ、フランジ等のスケール除去を計画的に順次実施すること。

(8) 浸出水処理施設の外観点検業務及び清掃業務

第一期及び第二期浸出水処理施設の外観（建屋外周、敷地境界周辺等）について適宜確認し、

異常が認められた場合は速やかに発注者へ連絡すること。
また、建屋及び敷地内において常に清潔が保てるよう適宜清掃を行うこと。

(9) 浄化槽、自家用電気工作物、消防設備の保守点検等業務

①浄化槽保守点検

第二期浸出水処理施設の合併処理浄化槽（嫌気ろ床接触曝気方式、5人槽）について、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、定期水質検査を実施すること。
なお、点検頻度等は表8のとおり。

表8：浄化槽保守点検表

	頻度	業者
保守点検	1回以上/4ヶ月	埼玉県知事の登録を受けた業者
清掃	1回以上/年	春日部市の許可を受けた業者
定期水質検査	1回/年	埼玉県知事指定の検査機関 一般社団法人埼玉県浄化槽協会

②自家用電気工作物の保安管理

経済産業省令で定める自家用電気工作物の維持及び運営についての定期的な点検を実施し、結果を報告すること。

また、年1回の年次点検にあわせた清掃業務を実施すること。

③消防設備保守点検

第二期浸出水処理施設において、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき点検を実施し、結果を春日部市消防長あてに報告すること。

点検の結果、消火器、誘導灯の交換が必要な場合は、受注者負担にて実施すること。

第二期浸出水処理施設

- ・消火器（小型粉末式） 10本
- ・誘導灯（C級） 6台

業務内容：機器点検 年2回
総合点検 年1回

(10) 消防設備修繕

消防設備点検で指摘又は経年劣化した消火器、誘導灯及び交換プレート、各種センサー類等の小規模交換修繕を実施すること。

交換頻度：消火器 5年毎に10本

その他指摘された消火器、誘導灯及び交換プレート 随時

特に、経年劣化が著しい消火器については交換頻度、使用期限に関わらず随時交換すること。

(11) 砂ろ過交換

砂ろ過塔のろ過材を定期的に交換すること。なお、交換の時期は発注者と協議すること。
交換頻度：1年毎に1回

(12) 活性炭交換

活性炭の交換作業と合わせて、塔内の清掃及び点検（配管、保持架台、防錆塗装、流入口・逆洗出口管）を行うこと。

なお、活性炭吸着塔において交換する活性炭は以下のとおり。

交換頻度：1年毎に1塔

表9：活性炭仕様

活性炭 (再生炭不可)	炭種：石炭系	粒度：8～32メッシュ
	硬度：96%以上	水分：5%以下
	pH：6～8	充填量：800kg（酸性処理したもの）
	充填方式：バラ積み方式	

(13) 槽内清掃

第二期浸出水処理施設の汚泥貯留槽において、年1回槽内清掃を実施し、汚泥を搬出すること。また、調整槽においても年1箇所清掃を実施すること。

なお、引き抜いた汚泥は産業廃棄物として処分すること。

搬出量：1年毎に概ね30t

(14) ポンプ交換等修繕

経年劣化した第二期浸出水処理施設内にある排泥用ポンプ若しくは第一期及び第二期埋立地内原水槽内にある排泥用ポンプを受注者で用意し年3基交換修繕を実施すること。

交換頻度：2.2kW相当の排泥ポンプを1年毎に3基

(15) 空気呼吸器の修理と法定点検

受注者は、空気呼吸器1台の法定点検と修理を実施すること。

なお、空気呼吸器を新たに購入する必要がある場合の費用負担は発注者とする。

(16) 水質検査測定

1) 調査内容

指定の場所・地点においてサンプリング（一部除く）を行い、指定の項目の分析、測定を実施すること。

2) 関係法令の遵守

業務の履行にあたり、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質

検査の方法（平成 10 年環境庁・厚労省告示第 1 号）、一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和 52 年環整第 95 号）の他、関係する諸法令、規則、規格、指針等を遵守するとともに、改正・改訂状況をふまえ、最新のものを使用すること。

3) 報告及び提出書類等

月毎の試料採取後、当該月の末日までに計量証明書、分析結果一覧表及び考察を各 2 部を提出すること。なお、本業務に伴い作成された記録等の権利は、全て市に帰属する。

4) その他

①本業務は、透明性の観点から第三者による外部委託とすること。受注者は、当該第三者（以下「再委託者」という。）の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出し、発注者へ提出すること。

受注者は、再委託者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとし、再委託者に対して、本契約にて受注者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件を課する契約を締結すること。

②測定値が基準超過又は異常値が検出された場合、若しくは発注者が緊急的に速報値を要請するときは、再委託者は、速やかに受注者を通して発注者へ連絡すること。

測定場所は図 3、検査予定は表 10、検査項目の詳細は表 11 のとおりとする。



図 3 : 測定試料採取地点

表 10 : 水質検査測定予定表

採取場所	項目	採取月												数量
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
第二期 浸出水処理施設	処理施設放流水 A (6 項目)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 か所×12 回
	処理施設放流水 B (9 項目)		○			○			○			○		1 か所×4 回
	処理施設放流水 C (37 項目)	○												1 か所×1 回
第二期 排水路	排水路水 (6 項目)					○						○		1 か所×2 回
周辺地下水井戸 A, B, C, D, E, F	周辺地下水 A (8 項目)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6 か所×12 回
	周辺地下水 B (5 項目)	○				○			○					6 か所×3 回
	周辺地下水 C (21 項目)	○												6 か所×1 回
第一期 第二期 A, B-1, B-2 地下水集排水設備	地下水集排水 A (8 項目)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4 か所×12 回
	地下水集排水 B (4 項目)	○			○				○			○		4 か所×4 回
	地下水集排水 C (21 項目)	○												4 か所×1 回
	原水 A (11 項目)		○			○				○		○		4 か所×4 回
	原水 B (4 項目)	○		○	○		○	○		○	○		○	4 か所×8 回

表 11：水質等検査測定内訳明細書

項目	分析項目詳細
処理施設放流水 A (6 項目)	pH/BOD/COD/SS/大腸菌数/窒素含有量
処理施設放流水 B (9 項目)	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物/カドミウム及びその化合物/鉛及びその化合物/シアン化合物/燐含有量/ 塩化物イオン/電気伝導率/アンモニア性窒素/カルシウム
処理施設放流水 C (37 項目)	アルキル水銀化合物/水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物/カドミウム及びその化合物/鉛及びその化合物/ 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホ ネイト (別名 EPN) に限る。) /六価クロム化合物/砒素及びその化合物/シアン化合物/ポリ塩化ビフェニル/ トリクロロエチレン/テトラクロロエチレン/ジクロロメタン/四塩化炭素/1,2-ジクロロエタン/1,1-ジクロロエチレン/ シス-1,2-ジクロロエチレン/1,1,1-トリクロロエタン/1,1,2-トリクロロエタン/1,3-ジクロロプロペン/チウラム/ シマジン/チオベンカルブ/ベンゼン/セレン及びその化合物/ほう素及びその化合物/ふっ素及びその化合物/ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物/ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) / ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) /フェノール類含有量/銅含有量/亜鉛含有量/溶解性鉄含有量/ 溶解性マンガン含有量/クロム含有量/燐含有量/1,4-ジオキサン
排水路水 (6 項目)	pH/BOD/COD/SS/大腸菌数/カドミウム
周辺地下水 A (8 項目)	pH/BOD/COD/SS/大腸菌数/塩化物イオン/電気伝導率/地下水水位
周辺地下水 B (5 項目)	カドミウム/鉛/全シアン/総水銀/アンモニア性窒素
周辺地下水 C (21 項目)	アルキル水銀/六価クロム/砒素/ポリ塩化ビフェニル/トリクロロエチレン/テトラクロロエチレン/ジクロロメタン/ 四塩化炭素/1,2-ジクロロエタン/1,1-ジクロロエチレン/1,2-ジクロロエチレン/1,1,1-トリクロロエタン/ 1,1,2-トリクロロエタン/1,3-ジクロロプロペン/チウラム/シマジン/チオベンカルブ/ベンゼン/セレン/ 1,4-ジオキサン/クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)
地下水集排水 A (8 項目)	pH/BOD/COD/SS/大腸菌数/塩化物イオン/アンモニア性窒素/電気伝導率
地下水集排水 B (4 項目)	カドミウム/鉛/全シアン/総水銀
地下水集排水 C (21 項目)	アルキル水銀/六価クロム/砒素/ポリ塩化ビフェニル/トリクロロエチレン/テトラクロロエチレン/ジクロロメタン/ 四塩化炭素/1,2-ジクロロエタン/1,1-ジクロロエチレン/1,2-ジクロロエチレン/1,1,1-トリクロロエタン/ 1,1,2-トリクロロエタン/1,3-ジクロロプロペン/チウラム/シマジン/チオベンカルブ/ベンゼン/セレン/ 1,4-ジオキサン/クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)
原水 A (11 項目)	pH/BOD/COD/SS/大腸菌数/窒素含有量/カドミウム及びその化合物/鉛及びその化合物/シアン化合物/ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物/カルシウム
原水 B (4 項目)	pH/BOD/COD/SS

(17) ダイオキシン類等濃度測定

1) 調査内容

指定の場所・地点においてサンプリング（一部除く）を行い、指定の項目の分析、測定を実施すること。

2) 関係法令の遵守

業務の履行にあたり、最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法（平成12年環境庁、厚生省告示第1号）の他、関係する諸法令、規則、規格、指針等を遵守するとともに、改正・改訂状況をふまえ、最新のものを使用すること。

3) 報告及び提出書類等

試料採取後、速やかに分析を行うものとする。

調査概要、調査結果、濃度計量証明書・分析結果報告書、試料採取・分析記録、精度管理記録、写真、考察及びその他参考となる資料を報告書として2部並びに報告書の電子データ（CD又はDVD）1枚を提出すること。なお、本業務に伴い作成された記録等の権利は、全て市に帰属する。

4) その他

本業務は、透明性の観点から第三者による外部委託とすること。受注者は、当該第三者（以下「再委託者」という。）の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出し、発注者へ提出すること。

受注者は、再委託者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとし、再委託者に対して、本契約にて受注者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件を課する契約を締結すること。

測定場所は図3、ダイオキシン類等濃度測定の詳細は表12のとおりとする。

表12：ダイオキシン類等濃度測定

検査対象	採取場所	時期	検体数	測定項目
放流水	① 第二期 浸出水処理施設	7～9月	1	ダイオキシン類 透視度 水素イオン濃度 浮遊物質
地下水	⑨ 第一期 地下水集排水設備	7～9月	1	
	⑩ 第二期 A (No. 1) 地下水集排水設備		1	
	⑪ 第二期 B-1 (No. 2) 地下水集排水設備		1	
	⑫ 第二期 B-2 (No. 3) 地下水集排水設備		1	
	③ 周辺地下水 A		1	
	④ 周辺地下水 B		1	
	⑤ 周辺地下水 C		1	
⑥ 周辺地下水 D	1			

(18) 放射性物質濃度測定

受注者は、指定の場所・地点においてサンプリング（一部除く）を行い、指定の項目の分析、測定を実施すること。

測定場所は図 3、放射性物質濃度測定の詳細は表 13 のとおりとする。

表 13：放射性物質濃度測定

測定対象	採取場所	時期	検体数
放流水	① 第二期 浸出水処理施設	5 月、11 月	2
地下水	⑥ 周辺地下水 D	5 月	1
	⑧ 周辺地下水 F	5 月	1

(19) 消耗品・用役等の調達

受注者は、浸出水処理施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な消耗品・用役等の調達計画（年間調達計画）を作成し、発注者との協議により定められた日までに発注者へ提出すること。

(20) 消耗品・用役等の管理

受注者は、調達計画に基づき調達した消耗品・用役等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

また、年度切り替え時（事業終了時を含む）においても、運転に支障がないよう十分な量を確保しておくこと。

(21) 運転計画の作成

- 1) 受注者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、各年度業務開始の 30 日前までに発注者へ提出すること。
- 2) 受注者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、前月の 15 日までに発注者へ提出すること。
- 3) 受注者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、速やかに発注者へその旨を文書で提出すること。

(22) 運転管理マニュアル

- 1) 受注者は、浸出水処理の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、発注者との協議により定められた日までに発注者へ提出すること。
また、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- 2) 受注者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。

(23) 運転管理記録の作成

受注者は、各設備機器の運転データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。

(24) 関係法令届出書類の作成・報告

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、必要な関係法令届出書類を作成し、発注者へ報告すること。

なお、受注者が自ら関係機関に提出できる書類については、発注者に報告の上、受注者が当該書類の所管機関に直接提出すること。

(25) 事故発生時の対応

受注者の瑕疵によって生じた損害については、受注者の費用負担によって復旧すること。受注者の瑕疵とは、浸出水処理施設運転管理業務において、故意又は過失により発生した火災・盗難・破損等の事故が該当する。

(26) 機械・建築設備の保全

- 1) 受注者は、本施設の機械設備、照明、給排水衛生設備及び空調設備、業務対象エリア内の街路灯等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等の提案を発注者に行うこと。特に、耐用年数が経過している設備については、適切に点検を行うこと。
- 2) 本施設の機械設備・建築施設の保全にあたり、発注者が指示するものを除く設備、照明、給排水衛生設備及び空調設備、業務対象エリア内の街路灯等建屋の外壁、屋根の防水についての修繕は発注者が実施する。
- 3) その他、本施設については、委託期間後も長期にわたって使用するものであることから、施設全体の長寿命化に資するよう、予防保全、定期修繕、緊急修繕が必要な箇所を随時及び定期的に、発注者へ提案すること。

第2節 東中野ふれあい公園管理業務

(1) 東中野ふれあい公園の外観点検業務

受注者は、東中野ふれあい公園の内部及び外観（フェンス周辺、上部の工作物等）について1週間に2回以上確認し、異常が認められた場合は速やかに発注者へ連絡すること。

(2) 東中野ふれあい公園内設備予約受付事務

受注者は、旧資源選別センター庄和（東中野 835-1）において週1回（原則月曜日）9:00～11:00の2時間、東中野ふれあい公園内設備（グラウンド及び多目的広場）の団体予約受付事務を行うこと。

東中野ふれあい公園、旧クリーンセンター庄和、旧資源選別センター庄和の点検・巡回・報告をすること。受付簿・報告書については速やかに発注者へ提出すること。
本業務は委託せず、受注者自らが実施すること。

(3) 東中野ふれあい公園の遊具保守点検業務

受注者は、東中野ふれあい公園内遊具の保守及び点検を行うこと。

対象遊具：大型2連ブランコ・境界柵1基、すべり台1基

木製コンビネーション遊具1基、スマバラ1基、スマノビ1基

点検内容：遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）に基づき点検業務を行う。

(4) 東中野ふれあい公園の清掃

受注者は、下記のとおり東中野ふれあい公園の清掃を実施すること。

① トイレ清掃(2箇所)

- ・大便器清掃 週3回(月・水・金)
- ・小便器清掃 週2回(月・金)
- ・床清掃 週2回(月・金)
- ・大便器トイレトーパー交換 随時(週1回程度)

※トイレのつまりは、その都度清掃すること。

※ふれあい公園内のトイレについては、清掃時に給水タンクを確認し、必要に応じて園内の水道より給水すること。

※槽内の汚水が満水に近いとき及び故障発生箇所を確認した場合は、発注者に報告すること。

② ゴミ等収集

- ・東中野ふれあい公園及び多目的広場のゴミ等収集(敷地外周・敷地内) 週1回
※投棄されたゴミ等は収集する前に写真を撮影し、業務月報へ添付すること。収集したゴミ等については、本市の「ごみ・資源物の出し方」に従い分別し、発注者へ引き渡すこと。
※産業廃棄物と考えられる不法投棄を発見したときは、発注者に連絡し指示を仰ぐこと。

(5) 東中野ふれあい公園の除草

受注者は、一般廃棄物最終処分場(東中野ふれあい公園及び多目的広場)、旧資源選別センター庄和を適切に維持するために、除草及び剪定を実施すること。

草刈機、肩掛式草刈機、手抜き・手刈りによる除草及び植込と中木の剪定をおこなうものとする。

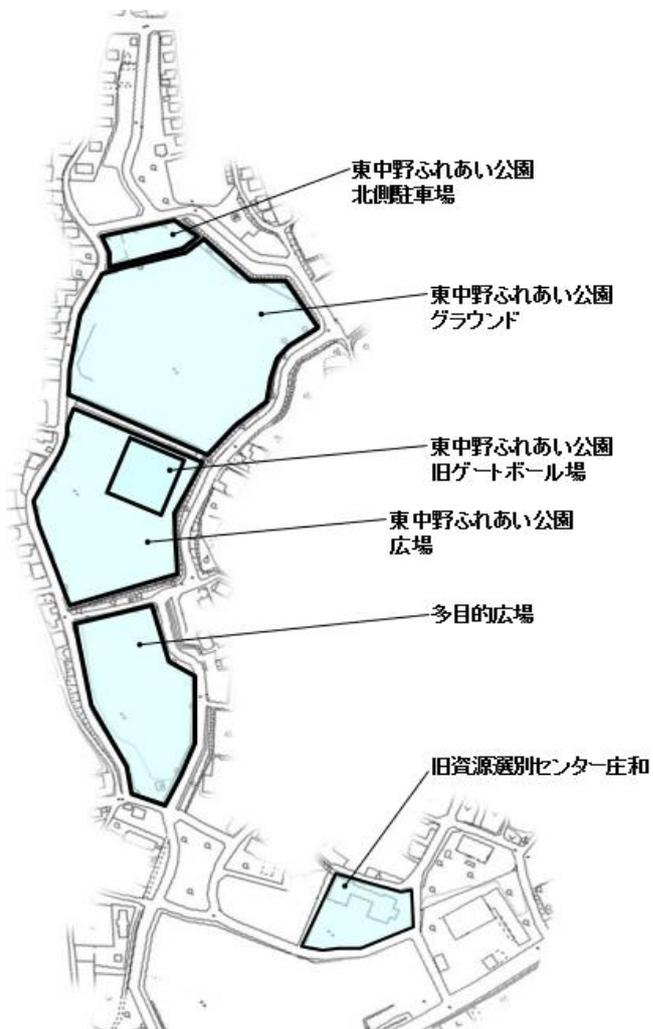
東中野ふれあい公園のグラウンド、多目的広場については、5cm程度に刈り込むものとする。作業後は、周辺を清掃し、除草した草、剪定した枝を集め、搬入基準にしたがって、春日部市豊野環境衛生センターへ搬入すること。処分費は無償とする。

作業完了後、作業報告書を月毎に提出し確認を受けるものとする。作業報告書には作業年月日を入れた作業前、作業中、作業後の写真を貼付すること。

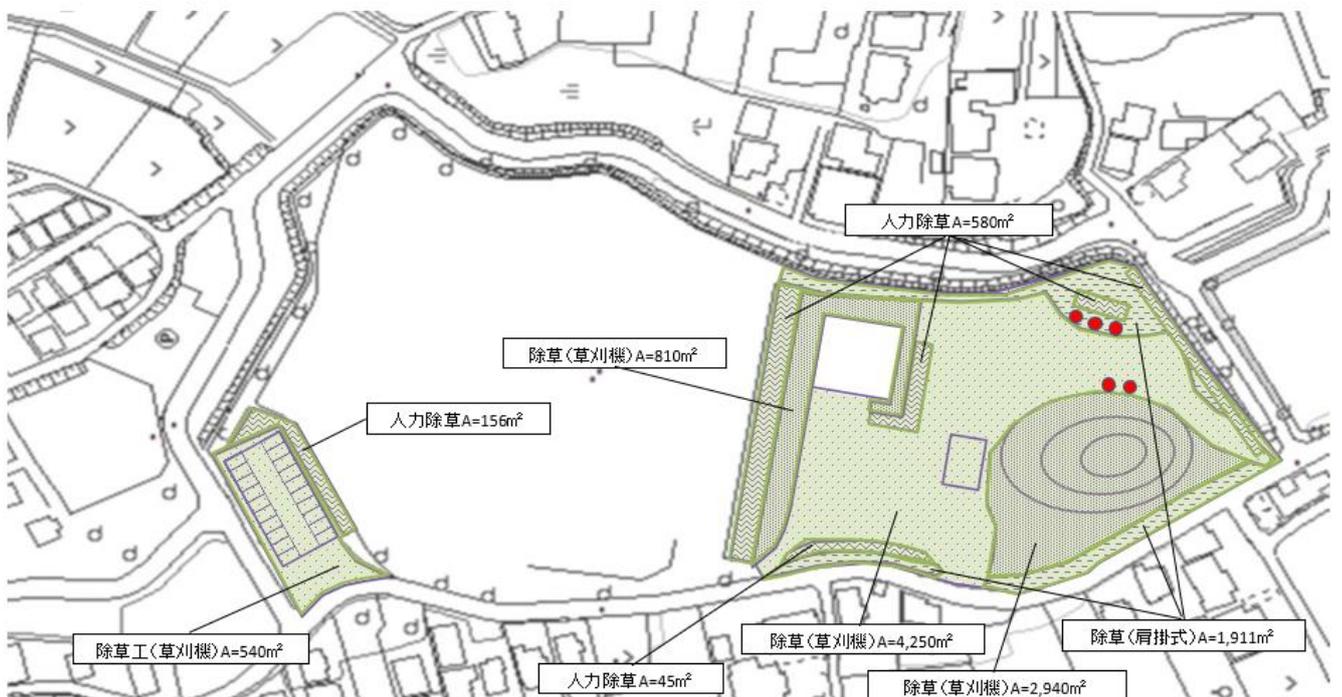
作業内容の詳細は表 14 及び図 4 のとおり。

表 14：東中野ふれあい公園の除草作業内容（参考）

実施場所		
回数	実施時期	作業内容
①東中野ふれあい公園 広場		
4回	5月、7月、8月、10月	除草（草刈機、肩掛式、手抜き・手刈り）
②東中野ふれあい公園 北側駐車場		
4回	5月、7月、8月、10月	除草（肩掛式、手抜き・手刈り）
③東中野ふれあい公園グラウンド		
4回	5月、7月、8月、10月	除草（草刈機）
2回	6月、9月	除草（草刈機、肩掛式）
④東中野ふれあい公園 旧ゲートボール場		
2回	6月、9月	除草（肩掛式）
⑤多目的広場		
6回	5月、6月、7月、8月、9月、10月	除草（草刈機、肩掛式）
⑥旧資源選別センター庄和		
3回	6月、8月、10月	除草（肩掛式、手抜き・手刈り）
1回	10月	剪定（植込み・中木）



東中野ふれあい公園詳細



- : 除草(肩掛式)
- : 人力除草
- : 除草(草刈機)
- : 遊具

北側駐車場	草刈機540m ² ×4回	人力除草156m ² ×4回
広場	肩掛式1,911m ² ×4回	草刈機8,000m ² ×4回

図4：東中野ふれあい公園の除草作業内容（参考）

(6) 東中野ふれあい公園の樹木管理

受注者は、東中野ふれあい公園（多目的広場を含む）外周及び園内、旧クリーンセンター庄和等の環境を整備するため、除草及び樹木等の管理を行うこと。

1) 除草作業

本市最終処分場は管理型最終処分場であり、埋立地内に遮水シートを敷設しているため、作業にあたっては遮水シートその他設備に損傷を与えることのないよう、特段の注意を払って業務を実施すること。

表 15：除草作業（参考）

対象区画	除草工	面積	回数	数量
【最終処分場外周等】				
①ふれあい公園外周	機械除草工（肩掛式）	2,775 m ²	各 3 回/年	10,704 m ² /年
②多目的広場外周	〃	793 m ²		
③第一期水処理施設	機械除草工（ハンドガイド式等）	623 m ²	各 3 回/年	25,776 m ² /年
④公園進入路路肩	〃	3,097 m ²		
⑤緑地	〃	1,489 m ²		
⑥最終処分場残地 1	〃	673 m ²		
⑦最終処分場残地 2	〃	100 m ²		
⑧最終処分場残地 3	〃	1,253 m ²		
⑨最終処分場残地 4	〃	1,357 m ²		
【旧クリーンセンター庄和】				
⑩旧クリーンセンター庄和	機械除草工（ハンドガイド式等）	1,512 m ²	各 3 回/年	4,536 m ² /年
	機械除草工（肩掛式）	852 m ²		2,556 m ² /年
発生草運搬工	剪定作業での発生分を含む		50 回/年	

2) 薬剤による防除

①次のアからオについて、発注者と協議し、農薬による防除を行う。

- ア 散布農薬の名称、種類
- イ 散布の方法
- ウ 散布の範囲
- エ 散布予定量
- オ 散布における安全確保対策の内容

②薬剤散布に関する基本的留意事項

農薬散布に伴う人体への健康影響防止などの安全管理対策は、発注者・受注者協議の上で策定し、受注者の責任において実施するものとし、病虫害の防除作業は、殺虫剤等の薬剤使用による人体への健康影響や自然環境への負荷を低減するため、病虫害の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤を散布することは行わないこと。

また、農薬散布を実施する際は、その散布量、散布範囲等は必要最小限とし、特に、次の事項を遵守すること。

- 使用する薬剤は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた農薬とする。
 なお、環境庁が平成10年5月に定めた「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について－環境ホルモン戦略 SPEED'98」（平成12年11月改訂）で「優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群」としてリストアップされた物質を含む農薬は、化学物質のリスク管理のために、当面使用しない。
- 農薬の容器・包装等に記載された適用病害虫、希釈倍率、防除時期など定められた散布方法を遵守する。
- 作業者は保護メガネやマスク等の防護具を着用する。
- 施設の利用者、利用者及び周辺住民等に薬剤散布による健康影響を及ぼさないよう、防除対象とする病害虫、使用する農薬の名称・種類、散布日時など安全確保上必要な情報を事前に周知するとともに、農薬散布時及び散布後の立入制限の立札設置など、十分な安全確保対策を講じること。

表 16：薬剤による防除（参考）

対象区画	対象樹木	剪定数	回数	数量
【最終処分場外周等】				
①ふれあい公園外周	サクラ	82本	2回/年	164本/年
	中木	35本	1回/年	35本/年
②多目的広場外周	サクラ	29本	2回/年	58本/年
	中木	44本	1回/年	44本/年
④公園進入路路肩	サクラ	13本	2回/年	26本/年
	低木	3㎡	1回/年	3㎡/年
⑤緑地	サクラ	10本	2回/年	20本/年
	高木	10本	1回/年	10本/年
	中木	23本	1回/年	23本/年
	低木	138㎡	1回/年	138㎡/年
【旧クリーンセンター庄和】				
⑩旧クリーンセンター庄和	サクラ	10本	2回/年	20本/年
	中木	40本	1回/年	40本/年
	低木	303㎡	1回/年	303㎡/年
【東中野ふれあい公園内】				
ふれあい公園内	サクラ	59本	2回/年	118本/年
	棚フジ	40㎡	2回/年	80㎡/年
	高木	14本	2回/年	28本/年
	中木	25本	2回/年	50本/年
	低木	781㎡		1,562㎡/年

3) 剪定作業

剪定した枝葉等の処理は、受注者が当該地から搬出し、原則として、次のとおり処分すること。

ア 処分先 春日部市豊野環境衛生センター 春日部市豊野町三丁目6番地

※搬入方法及び搬入条件については、春日部市豊野環境衛生センターの規定に従うこと。処分費用は無償とする。

イ 上記施設で処理できない剪定枝等については、春日部市が事前に協議をした一般廃棄物処理施設へ当該施設が指定する方法により搬入すること。処分費用は受注者の負担とする。

表 17：剪定作業（参考）

対象区画	対象樹木	剪定数	回数	数量
【最終処分場外周等】				
①ふれあい公園外周	中木	102本	1回/年	102本/年
②多目的広場外周	中木	44本	1回/年	44本/年
④公園進入路路肩	低木（寄植）機械剪定	3㎡	1回/年	3㎡/年
⑤緑地	高木（幹周60～120cm）	10本	1回/年	10本/年
	中木	23本	1回/年	23本/年
	低木（寄植）機械剪定	138㎡	2回/年	276㎡/年
【旧クリーンセンター庄和】				
⑩旧クリーンセンター庄和	中木	40本	1回/年	40本/年
	低木（寄植）機械剪定	303㎡	2回/年	606㎡/年
【東中野ふれあい公園内】				
ふれあい公園内	棚フジ	40㎡	1回/年	40㎡/年
	中木	17本	1回/年	17本/年
	低木（寄植）機械剪定	781㎡	1回/年	781㎡/年
【全区画】				
上記の全区画	高木	3本	1回/年	3本/年

4) 病害虫の発生（被害）状況調査

定期的を目視等による病害虫の発生（被害）状況調査を行うこと。

5) 報告及び提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 出来形一覧表
- (3) 作業日報
- (4) 業務写真

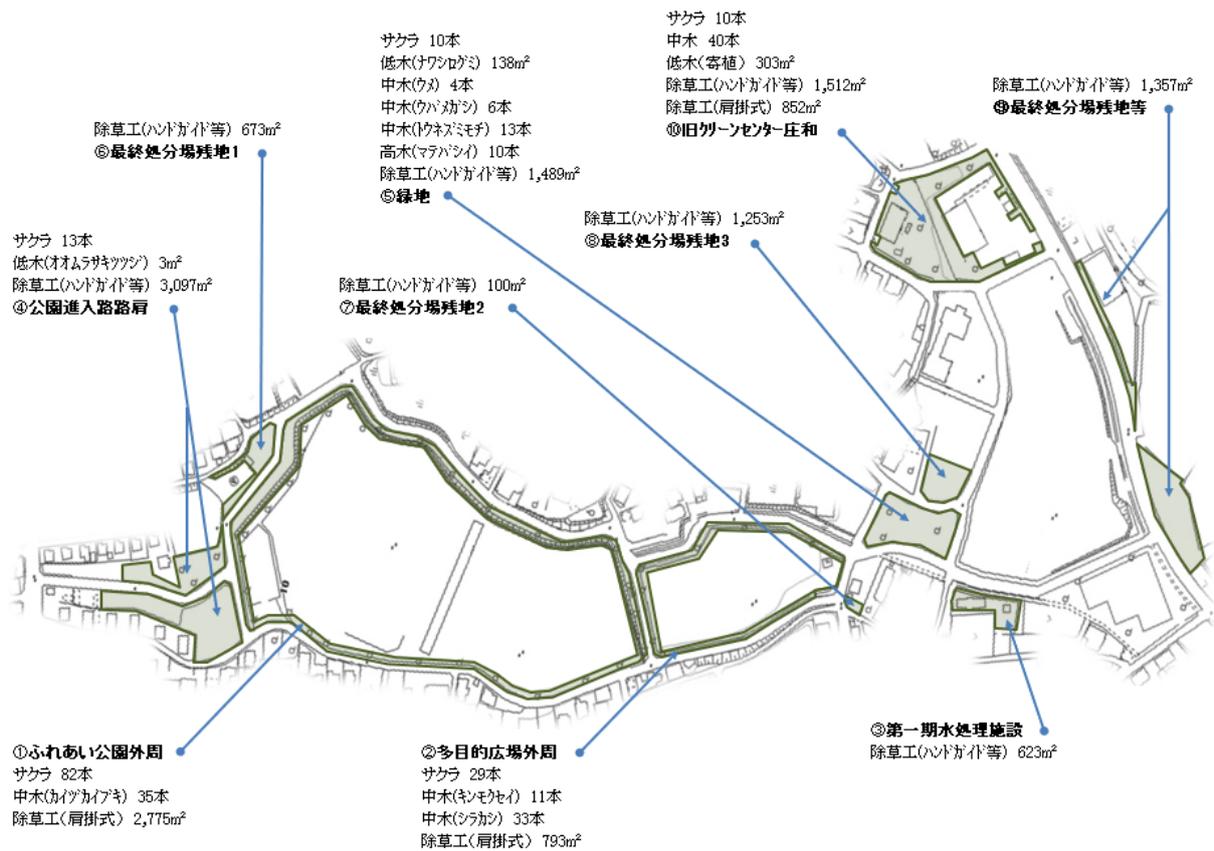


図5：東中野ふれあい公園の樹木管理（外周）（参考）

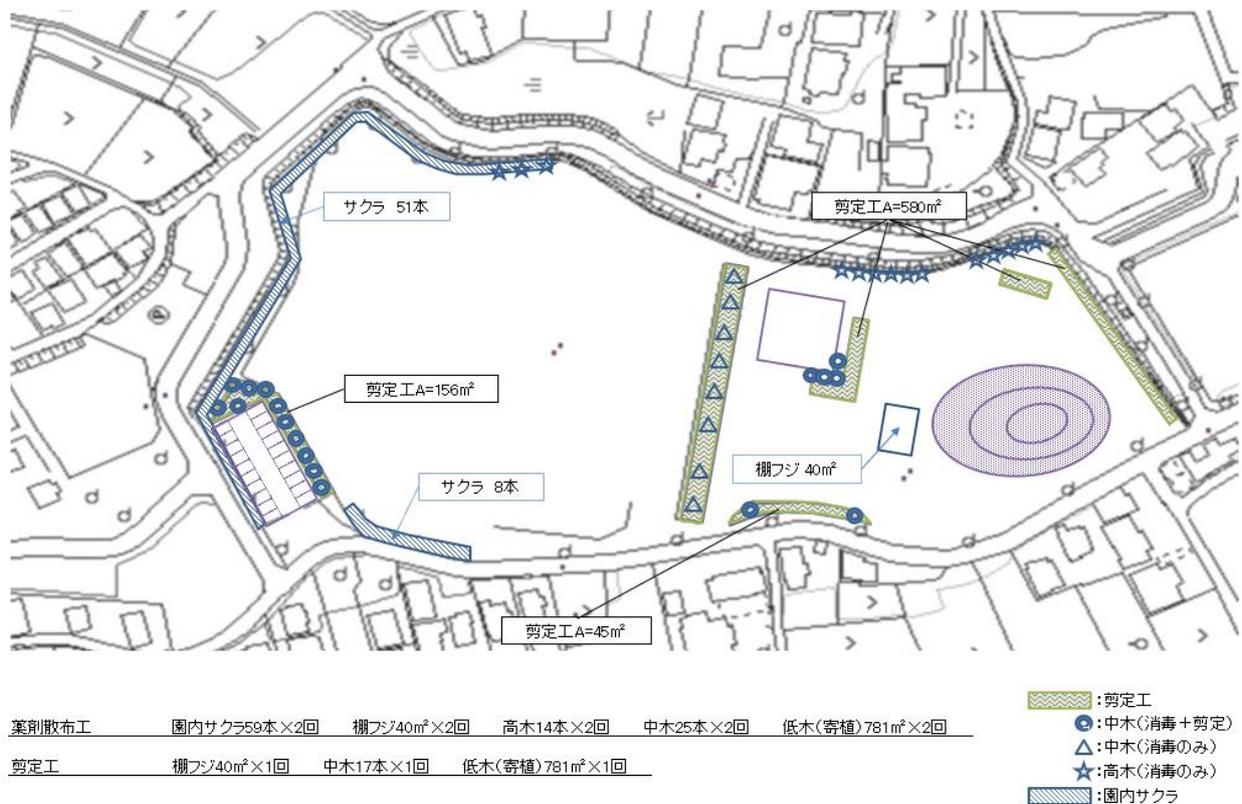


図6：東中野ふれあい公園の樹木管理（園内）（参考）

(7) 機械・建築設備の保全

- 1) 受注者は、本施設の設備、照明、給排水衛生設備及び業務対象エリア内の街路灯等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等の提案を発注者に行うこと。特に、耐用年数が経過している設備については、適切に点検を行うこと。
- 2) その他、本施設については、委託期間後も長期にわたって使用するものであることから、施設全体の長寿命化に資するよう、予防保全、定期修繕、緊急修繕が必要な箇所を随時及び定期的に、発注者へ提案すること。

第3節 その他管理業務

(1) 旧資源選別センター庄和の浄化槽保守点検等業務

受注者は、浄化槽法に基づき、旧資源選別センター庄和の浄化槽保守管理（保守管理・清掃・法定検査）を実施すること。

作業内容の詳細は下記の通り。

1) 場所

春日部市東中野 835-1（旧資源選別センター庄和）

2) 作業内容

浄化槽保守管理、浄化槽清掃（汚泥引抜）、浄化槽法 11 条法定検査の実施。

仕様	: 合併 14 人槽
浄化槽保守管理	: 年 3 回（6 月、10 月、2 月）
浄化槽清掃（汚泥引抜）	: 年 2 回（6 月、2 月）
浄化槽法 11 条法定検査	: 年 1 回

3) 報告及び提出書類

浄化槽保守点検カード、浄化槽清掃カード、浄化槽法第 11 条検査結果書

(2) 旧資源選別センター庄和の定期清掃業務

受注者は、旧資源選別センター庄和の定期清掃を実施すること。

作業内容の詳細は下記の通り。

1) 場所

春日部市東中野 835-1（旧資源選別センター庄和）

2) 作業内容

①清掃業務 作業回数 年 1 回

○床面清掃ワックス塗布	面積	3 4 4 m ²	(1 F	1 2 0 m ²	2 F	2 2 4 m ²)
○磁器タイル洗浄	面積	3 4 m ²	(1 F	3 4 m ²)		
○トイレ洗浄	面積	2 1 m ²	(1 F	1 1 m ²	2 F	1 0 m ²)

○窓ガラス清掃 面積 179㎡ (1F・2F)

○手選別室洗浄 面積 94㎡ (2F)

②作業方法

床剤適正洗剤（剥離の場合は剥離剤）を用い電気ポリッシャーで洗浄し、フロアスクイージーにて汚水を集め、固しぼりの水モップにて拭きあげる。乾燥後専用モップにて、ワックスを均一に2回～3回塗布する。

③使用機器

電気ポリッシャー（14吋）

④責任者

業務責任者は、ビルクリーニング技能士の資格を有すること。

3) 報告及び提出書類

受注者は作業完了後、作業報告書を提出し確認を受けるものとする。作業報告書には作業年月日を入れた作業前、作業中、作業後の写真を貼付すること。

(3) 消防設備の保守点検等業務

旧資源選別センター庄和及び旧クリーンセンター庄和において、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき点検を実施し、結果を春日部市消防長あてに報告すること。

点検の結果、消火器10型、差動式分布型感知器、差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器、光電式スポット型感知器、誘導灯の交換が必要な場合は、受注者負担にて実施すること。その他の消防用設備の修繕費は発注者の負担とする。

旧資源選別センター庄和

・消火器 10型 9本
・誘導灯 8台

旧クリーンセンター庄和

・消火器 10型 17本
・自動火災報知設備（P型1級）
ア. 差動式分布型感知器 8個
イ. 差動式スポット型感知器 31個
ウ. 定温式スポット型感知器 1個
エ. 光電式スポット型感知器非蓄積型 1個
オ. 音響装置 9個
カ. 発信機 7個
キ. 受信機 1個
・誘導灯 3台

業務内容：機器点検 年2回

総合点検 年1回

(4) 消防設備修繕

消防設備点検で指摘又は経年劣化した消火器、誘導灯及び交換プレート、各種センサー類等の小規模交換修繕を実施すること。

特に、経年劣化が著しい消火器については使用期限内であっても随時交換すること。

(5) 設備の保全

- 1) 受注者は、本施設の設備、照明、給排水衛生設備及び空調設備、業務対象エリア内の街路灯等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等の提案を発注者に行うこと。特に、耐用年数が経過している設備については、適切に点検を行うこと。
- 2) 本施設の保全にあたり、発注者が指示するものを除く設備、照明、給排水衛生設備及び空調設備、業務対象エリア内の街路灯等建屋の外壁、屋根の防水についての修繕は発注者が実施する。
- 3) その他、本施設については、委託期間後も長期にわたって使用するものであることから、施設全体の長寿命化に資するよう、予防保全、定期修繕、緊急修繕が必要な箇所を随時及び定期的に、発注者へ提案すること。